

## 綾部市監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、綾部市監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して監査を執行したので、その結果を公表する。

令和7年11月6日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹  
綾部市監査委員 渡 辺 弘 造

### 住民監査請求に基づく監査の結果

#### 第1 請求人(略)

#### 第2 請求の要旨

負担金の不当請求及び公務員説明責任の欠如

昨年11月に「市道大畠学校線」が陥没し復旧工事が実施された。陥没箇所の市道は平らな台地が侵食して生じた谷の上流部を埋め立てて施設されている。元々在った谷川は道路を通す際にパイプを埋設して排水用の暗渠にしており、台地を降雨の水害から守るために必要不可欠な排水用施設である。A自治会はこの水路を下流で農業用水に利用している。

- (1) 誰が=綾部市長、建設課長、農政課長の指示により
- (2) いつ=令和7年5月8日復旧工事請負業者がA自治会に工事費用を請求した。
- (3) どのような行為=市は道路陥没事故の復旧工事費のうち埋設管費用47.3万円をA自治会に負担金として課し、業者に直接支払うよう指示した。
- (4) その行為がどのように違法、不当か=本件は市道下の排水用暗渠が老朽化して発生した陥没事故の復旧工事で、本来市が負担すべき費用をA自治会に課し、担当課長が条例に疎い自治会役員に対して脅しとも思える説明で負担を求めた。
- (5) 結果・損害=不当な負担金請求は市の会計処理の正当性と信用・信頼を失墜させる。又、負担金の法的根拠の説明を市長に文書で再三求めたが3ヶ月以上経た現在も回答がなく、公務員の説明責任について、市長及び担当者にその重要性の自覚が薄く、ひいては市職員全体の信用・信頼を損ない、行政への市民の不信感が募る。
- (6) 処置の請求=負担金について法令に基づいた合理的な説明を求めると共に不当な負担金の返還を求める。

\*添付資料=・業者の工事費用請求書・市道陥没事故復旧工事第1回説明会資料・A自治会総会議案書・B新聞(現況証明)・市長に説明を求める私信3通

### 第3 請求の受理

本件請求は、令和7年9月1日付けで提出され、補正指導後、令和7年9月8日付けで再提出され、請求要件を満たしているものとして受理した。

### 第4 監査の実施

#### 1 監査の対象事項

市道大畠学校線の陥没復旧工事に係る市道に埋設された排水用施設（以下「埋設管」という。）修繕費用負担金の賦課について、負担金賦課の有無及び違法又は不当な負担金の請求であるのか否かを対象とした。

#### 2 監査の対象部課

建設部建設課、農林商工部農政課

#### 3 監査の期間

令和7年9月9日から10月31日まで

#### 4 監査の方法

監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、監査対象課長に対し聴取を行った。

#### 5 陳述の機会の付与等

令和7年10月10日付けで請求人に陳述及び新たな証拠の提出の照会を行ったが、請求人から陳述を希望しない旨の通知があったため、陳述の聴取を行わなかった。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

### 第5 監査の結果

#### 1 事実の確認

##### （1）復旧工事に係る経過

令和6年11月 2日 野中池下流側水路の閉塞に係る地元からの要望、現地調査の実施

令和6年11月28日 道路陥没の通報、幅0.9m、長さ2.5m、深さ1.4m程度の陥没を確認、市道大畠学校線の全面通行止め

令和6年11月29日 A自治会から水路修繕に係る土地改良事業申請書の提出

令和6年11月29日 建設課、農政課、財政課により今後の方針について協議し、緊急的な対応として道路を掘削し原因の究明及び復旧を行うこととした。

令和6年12月 1日 上水道仮設管の設置

令和6年12月 2日 道路掘削工事の着手

令和6年12月 3日 埋設管（農業用横断管）破損状況の確認（A受益者2名）

令和6年12月 4日 新埋設管（農業用横断管）の設置復旧、土砂埋め戻しの開始

令和6年12月 5日 上水道送水管の設置及び仮設管の撤去

令和6年12月 6日 土砂埋め戻しの完了

令和6年12月 7日 路盤工事の施工

令和6年12月 9日 舗装工事の施工  
令和6年12月 9日 市道大畠学校線の全面通行止めの解除  
令和7年 2月 25日 A自治会への説明  
令和7年 2月 28日 A自治会長との協議  
令和7年 4月 29日 A自治会総会で水路復旧事業の費用負担を決定  
令和7年 5月 8日 農業用横断管付設替工事代金の請求  
(法人DからA自治会へ)

(2) 復旧工事に係る経費の内訳

ア 栗町送水管移設修繕（市道陥没により露出した上水道送水管の移設に係る費用）

施工業者 法人C

請負金額 2,189,000 円

イ 市道大畠学校線緊急工事

施工業者 法人D

請負金額 6,820,000 円

ウ 農業用横断管付設替工事

施工業者 法人D

請負金額 473,000 円

(3) 埋設管の管理

市とA自治会は、当該埋設管は農業用施設であり、A自治会が管理者であると認識していることを確認した。

(4) 埋設管の復旧

令和6年11月28日に市道陥没の確認後、A自治会から野中池下流水路の修繕に係る土地改良事業申請書が提出されている。道路管理上、早急に復旧する必要があり、令和6年12月2日に市道の掘削を開始し、当該埋設管については、破損状況をA自治会の受益者2名とともに確認した上で、埋設管の取替えにより復旧を行っている。

(5) 負担金又は分担金の賦課徴収

道路法第58条に規定する負担金は、道路管理者が他の工事又は他の行為により必要が生じた道路に関する工事等の経費を必要が生じた限度において、原因者に費用負担させるもので、同法の規定により負担命令を発するものである。今回の市道陥没復旧工事に関し、市からA自治会に対し負担金の決定及び納入通知書による通知はないことを確認した。

法第224条に規定する分担金は、地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって特に利益を受ける者からその受益の限度において徴収されるもので、法231条に定める調定及び納入の通知により行われる。今回の市道陥没復旧工事に関し、令和6年11月29日付けでA自治会から農業施設の維持管理等は自治会が行うとの規約に基づき、野中池下流

水路の修繕に係る土地改良事業申請書が市に提出されたが、最終的に事業は採択されておらず、市からA自治会に対し分担金は課されていないことを確認した。

#### (6) 費用の負担区分

市道の陥没は埋設管の破損が原因であり、令和7年2月25日の地元説明会において原因者負担が原則であるとして費用負担の説明を行っているが、同意は得られず持ち帰りとなっている。

その後、令和7年2月28日にA自治会長が来庁され、協議を行った結果、市道の復旧に係る費用は道路管理者である市が負担し、要望により施工した埋設管復旧に係る費用473,000円は農業用施設管理者であるA自治会が負担することで了解を得ており、A自治会は役員会に諮り、令和7年4月29日に総会の承認を経て、工事施工業者に支払いを行っている。

### 2 監査委員の判断

請求人は、埋設管の老朽化により発生した道路の陥没に伴う復旧工事において、復旧工事費のうち埋設管に係る費用473,000円を市がA自治会に負担金として課し、工事請負業者に直接払うように指示したことを不当な請求であると主張し、負担金に関する説明及び負担金の返還を求めるものと解される。

しかし、上記1(5)に記載のとおり、市がA自治会に原因者負担に係る負担金又は土地改良事業に係る分担金を賦課決定した事実ではなく、費用の負担については、道路管理者である市と農業用施設管理者であるA自治会の合意が成立しており、それぞれの施設に係る復旧費用を負担することは、管理責任上、不合理とは認められず、当該行為は違法又は不当な財務会計上の行為には当たらないものと判断する。

### 3 結論

以上のことから、請求人の主張には正当な理由が見当たらないと判断し、本件請求を棄却する。